

申告相談はお早目に！

確定申告の季節です

所得税と町県民税の申告受付が、2月16日(月)から3月16日(月)まで行われます。この期間中、佐原税務署と町では申告相談を受け付けています。また、2月21日(土)・22日(日)の2日間は、町による休日相談を行います。平日は仕事などで相談に行けないという方は、この日をご利用ください。なお、この2日間は、電話での相談はできませんのでご注意願います。



所得税

◆確定申告が必要な人

- ① 農業や自営業をしていたり、アパートや土地を貸したりして収入を得ている人、土地や建物などを売った人で、合計所得金額から扶養控除や基礎控除などの所得控除額を差し引き、それに基づいて計算した税額から配当控除額を差し引き、なお残額がある人。
- ② 給与所得者で、平成20年中の収入金額が2,000万円を超える人。
- ③ 給与以外の所得が20万円を超える人。
- ④ 2力以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与収入と、それ以外の所得金額の合計が20万円を超える人。

◆確定申告すると所得税が戻る

所得税の年税額と、すでに源泉徴収や予定納税で納めた税金の差額が、確定申告をすれば戻ってくる人がいます。特に次の項目に当たる人は注意してください。

- ① 源泉徴収された配当所得や講演料などの雑所得が少額で、その他の所得も多くない人。
- ② 給与所得者で、医療費控除や雑損控除、寄付金控除を受けられる人。
- ③ 給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整を受けなかった人。
- ④ 予定納税した人で、確定申告する必要がなくなった人。

申告相談は2月16日(月)から

日時 ● 2月16日(月)～3月16日(月)
(土・日は除く。ただし、2月21日(土)・22日(日)は休日相談を実施)
午前9時～正午、午後1時～5時
(受け付けは午後4時まで)

会場 ● 役場2階 第4会議室
(提出のみの場合は、1階の税務課へ)

【申告に必要なもの】

- 所得の種類や申告の内容によって、必要となる書類が異なります。
- 印鑑
 - 還付または納税用の預貯金口座番号(本人名義のもの)
 - 税務署や町から送付された申告書
 - 給与や年金の源泉徴収票(コピーは不可)
※会社から源泉徴収票がもらえない場合は、佐原税務署にご相談ください。
 - 事業所得者は、諸帳簿・領収書など収入や経費がわかるもの
 - 生命保険や地震保険の証明書、国民年金保険料控除証明書、医療費の領収書など控除の対象となる書類

【受付方法】

会場入口にある『受付簿』に名前を記入してお待ちください。受付順に名前をお呼びします。相談人数は午前30～35人、午後40～50人が目安です。混雑の状況によっては、途中で受け付けを終了することもありますので、ご了承ください。

注意点

- 医療費や事業経費などの金額は、必ず事前に計算しておいてください。
- 土地、建物、株式等の譲渡所得や山林所得がある人は、直接佐原税務署で申告してください。(申告書の提出のみ、町でも受け付けます。)

町県民税

◆申告する必要がある人

所得税の確定申告の必要がない人でも、平成20年中に何らかの収入があった人は、すべて町県民税の申告をしてください。全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない人は申告をしてください。扶養になつていないかどうかは、必ず源泉徴収票などで確認してください。

平成20年に町県民税の申告をした人や、平成20年中に転入して現在も多古町に住んでいる人、新たに23歳になった人には、町県民税の申告書を送付します。学生で親の扶養になつている人や、会社にお勤めで給与の報告が役場に提出されている人でも送られることとなりますので、その際は現況をお知らせください。

◆申告をしなくてもよい人

- ① 給与所得のみで、お勤め先から役場へ「給与支払報告書」が提出されている人。
- ② 収入が全くなく、同居の家族の扶養になつている人。

◆申告をしなさいと…

国民健康保険税の軽減対象になれなかったり、保育所の保育料が決められなかったりするほか、児童手当の申請ができない、所得証明などが発行できないということになります。

主な控除の内容

◆所得控除(所得額から控除)

主な種類は次のとおりです。詳細については、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。役場税務課または佐原税務署へお問い合わせください。

- ① 生命保険料控除
- ② 地震保険料控除
- ③ 社会保険料控除
- ④ 配偶者(特別)控除
- ⑤ 扶養控除
- ⑥ 基礎控除
- ⑦ 医療費控除
- ⑧ 寄附金控除
- ⑨ 障害者控除
- ⑩ 寡婦(寡夫)控除

◆所得税の住宅ローン控除(所得税額から控除)

住宅ローンを利用して居住用の家屋を新築・購入・増改築した人で、一定の要件を満たす場合は、住宅借入金等特別控除を10年間(平成19年および20年に入居された人は、15年間の特例が選択可能)受けることができます。必要書類など詳細については、佐原税務署へお問い合わせください。

◆町県民税の住宅ローン控除(町県民税額から控除)

平成20年度に「町県民税の住宅ローン控除」を受けている人で、引き続き控除の対象となる場合は、申告期限までに『平成21年度町県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』を併せて提出してください。

●申告についてのお問い合わせ

多古町役場税務課 ☎(76) 5402
佐原税務署 ☎0478(54) 1331

e-Tax [イータックス]をご利用ください

インターネットを利用して、申告・申請・納税ができる便利なシステムです。平成20年分の確定申告をe-Taxを通して行うと最高5,000円の税額控除が受けられます。詳しい情報はe-Taxホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

国・県・町が共同で行う確定申告相談

日時 ● 1月30日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～3時30分

会場 ● 役場2階 第4会議室

